

特第2047号
令和2年3月11日

各県立特別支援学校長 様

特別支援教育課長

新型コロナウイルス感染症対策ための一斉臨時休業実施に係る取扱い
について（令和2年3月11日時点）（通知）

このことについて、令和2年2月28日付け高第5405号教育長通知、及び同日付け特第1998号特別支援教育課長依頼を踏まえ、各校で対応いただいているところですが、現時点での状況を踏まえ、あらためて次のとおりとしますので、遺漏なく対応くださるようお願いいたします。

また、今後、臨時休業がさらに長期化することも想定し、学校として現時点で取り得る対応を検討し、実施するよう、併せてお願いいたします。

1 県立学校の休業期間

【継続】

- ・県立学校は、本年3月2日（月）から春季休業の開始日までの間、臨時休業とする。

【新規】

- ・臨時休業期間が長期に及ぶため、あらかじめ設定している終業式の日を基本として登校日を設け、幼児・児童・生徒に対して必要な指導、連絡を行う。

<留意事項>

- ・登校日の設定については、学部・学年別等の登校日を設けるなどの工夫を行い、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に万全を期す。
- ・特別支援学校の登下校にあっては、スクールバスの運行などにより対応する。

2 各県立特別支援学校における保護者の相談への対応

【継続】

- ・休業期間中の保護者からの相談に対応するための窓口を継続する。

3 各県立特別支援学校における「児童・生徒の居場所」の実施

【継続】

- ・令和2年3月4日付け特第2018号特別支援教育課長通知を踏まえ、「児童・生徒の居場所」を継続する。

4 臨時休業期間中における幼児・児童・生徒の状況等の確認

【継続】

- ・令和2年3月3日付け特別支援教育課事務連絡を踏まえ、臨時休業期間中の幼児・児童・生徒の家庭での状況等について、電話や家庭訪問等での確認を行うこと等を継続する。

5 その他

- ・保護者等に対して、学校のホームページやメールの一斉配信等により、誤解を招かないよう適切かつ確実に情報提供を行う。

問合せ先
教育指導グループ 立花
電話 (045) 210-8276 (直)